

前橋市土木工事共通仕様書

令和6年4月

前橋市 総務部 契約監理課

【更新履歴】

更 新 日	項 目
令和5年4月1日	前橋市土木工事共通仕様書を制定しました。 「理由」:工事発注課で独自に特記仕様書を作成していたが、特記仕様書の標準化及び統一を図るため、各工事に共通する項目について「共通仕様書」を作成しました。
令和6年4月1日	第28条(排水施設の蓋) 原則ノンスリップタイプ等すべり止めを施したものとする旨を明記。

目次

1 総則	1
第1条(目的)	1
第2条(適用)	1
第3条(優先順位)	1
第4条(適用除外)	1
第5条(読替え)	1
2 一般事項	1
第6条(特例監理技術者の配置)	1
第7条(監理技術者の専任期間)	2
第8条(監理技術者等の途中交代)	2
第9条(工場製作期間における監理技術者等の兼務)	2
第10条(現場代理人の兼任)	3
第11条(施工体制の適正化)	3
第12条(工事实績情報サービス(CORINS)の登録)	3
第13条(建設業退職金共済制度)	3
第14条(建設工事保険及び賠償責任保険等)	3
第15条(快適トイレの設置)	3
第16条(1日未満で完了する作業の積算)	4
第17条(再生資源利用計画)	4
第18条(再生資源利用促進計画)	4
3 契約に関する事項	4
第19条(フレックス工期)	4
第20条(設計図書の変更)	5
第21条(中間前金払と部分払いの選択)	5
4 施工管理に関する事項	5
第22条(工事着手日)	5
第23条(設計図書の照査)	5
第24条(三者技術検討会)	5
第25条(路上工事における安全施設)	6
第26条(用地関係)	6
第27条(中間技術検査)	6
第28条(排水施設の蓋)	6
第29条(取壊し管理)	7
第30条(電子納品)	7
5 品質管理に関する事項	7

第31条(六価クロム溶出試験)	7
第32条(舗装工事の品質管理)	7

1 総則

(目的)

第1条 前橋市が発注する道路工事、河川工事、公園工事、農業土木工事、水道工事、下水道工事、その他これらに類する工事(以下「工事」という。)について、その適正な履行の確保を図る観点から「群馬県建設工事必携(以下「必携」という。)」を補足し、前橋市における工事の施工に関する特別な事項を記載した共通仕様書を定めるものである。

(適用)

第2条 工事の施工に当たり、次に示す基準類のほか、本共通仕様書(以下「本仕様書」という。)によるものとする。

1) 必携

2) 前橋市水道工事標準仕様書及び施工管理基準(以下「水道仕様書」)

3) 前橋市水道局下水道工事標準仕様書(以下「下水道仕様書」)

2 必携における各種規定又は要領等について、前橋市において別途定められているものについてはそれを適用するものとする。

3 前項に定めのない事項については、各工事で定める特記仕様書による。

(優先順位)

第3条 必携、本仕様書及び特記仕様書の記載内容の優先については、特記仕様書、本仕様書、水道仕様書及び下水道仕様書、必携の順とする。

(適用除外)

第4条 本仕様書で定める事項について該当しない工種等は、適用しないものとする。

(読替え)

第5条 「必携 1-1-1-2 用語の定義」で定義されている特記仕様書の用語の定義は、「特記仕様書及び前橋市土木工事共通仕様書」と読み替えるものとする。

2 一般事項

(特例監理技術者の配置)

第6条 特例監理技術者等の配置を行う場合は、「前橋市特例監理技術者等の配置に係る取扱要領」によるものとする。

2 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

なお、この場合における技術者の変更は、工期途中での途中交代に該当しない。

(監理技術者等の専任期間)

第7条 主任技術者または監理技術者(以下、監理技術者等)が専任を要する工事の場合において、契約工期内であっても、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)。
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。
- 3) 工場製作が含まれている工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成通知書が受理された日から、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、工事完成検査通知書による検査合格年月日とする。

なお、上記期間について設計図書で定められていないものについては、必要に応じて監督員と協議すること。

(監理技術者等の途中交代)

第8条 適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合は交代を認めるものとし、これら以外の監理技術者等を交代できる特別な理由としては次に掲げる場合とする。

- 1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点など工程上の一定の区切りと認められる時点
- 3) 大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代を認めるものとする。また、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障をきたさないようにしなければならない。

(工場製作期間における監理技術者等の兼務)

第9条 工場製作期間において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理す

ることができる。

(現場代理人の兼任)

第10条 現場代理人の兼任については、本市にて定める「現場代理人の常駐義務緩和措置に関する取扱要領」によるものとする。

(施工体制の適正化)

第11条 工事着手までに「前橋市建設工事適正化指導要綱」第3条に基づき、必要な書類を監督員に提出し、現場においてもその写しを備え置くものとする。

2 施工状況に変更が生じた場合には、「前橋市建設工事適正化指導要綱」第4条に基づき、必要な書類を監督員に提出するものとする。

(工事实績情報サービス(CORINS)の登録)

第12条 コリンズ(CORINS)への受注・変更・訂正の登録については、「必携 1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録」に基づき行うこととするが、竣工の登録については工事完成検査時までに行い、工事完成検査時まで登録内容確認書の写しを提出すること。

(建設業退職金共済制度)

第13条 受注者は、「前橋市工事等入札契約事務取扱要領」第17条に基づき、契約金額が1,000万円以上の建設工事について、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1カ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成時に掛金充当実績総括表及び受払い簿を発注者に提出しなければならない。

(建設工事保険及び賠償責任保険等)

第14条 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害を填補するため、建設工事保険(火災保険を含む。)に付した場合、証券等の写しを施工計画書に添付し、監督員に提出すること。

2 賠償責任保険等の保険に付した場合は、証券等の写しを施工計画書に添付し、監督員に提出すること。

3 上記のことについては、年間包括保険にすでに加入している場合も同様に提出すること。

(快適トイレの設置)

第15条 受注者は「快適トイレ」(国土交通省に準拠)の設置を希望する場合、工事打合せ書により、監督員に協議すること。なお、工事打合せ書には、「快適トイレ」の設置費用の概算額を記載す

るとともに、仕様を示す資料(カタログ等)を添付すること。

2 現場従事者に女性が含まれる場合は、男女別で各1台設置できるものとする。

3 受注者は、「快適トイレ」に関する支出実態の分かる資料を監督員に提示すること。

4 受注者は、施工中において使用する「快適トイレ」の写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出すること。

(1日未満で完了する作業の積算)

第16条 1日未満で完了する作業の積算は、群馬県県土整備部の積算基準及び標準歩掛(土木編)の「第12章 1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」という)を適用する。

2 受注者は、施工実態と1日未満積算基準の適用範囲に記載されている施工パッケージ型積算基準に乖離があった場合は、1日未満積算基準の適用について、協議を行うことができる。

3 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。提出された根拠資料により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(再生資源利用計画)

第17条 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。(ただし、COBRIS 登録している場合には、登録証明書のみを提出する)

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画)

第18条 受注者は、建設副産物実態調査の対象となる変更後の請負金額が 100 万円以上の工事においては、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。(ただし、COBRIS 登録している場合には、登録証明書のみを提出する)

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 契約に関する事項

(フレックス工期)

第19条 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資機材、労働者確保等の

準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定したフレックス工期対象工事については、発注者が示した工事完成期限日までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。また、余裕期間設定後に余裕期間の変更が必要となった場合については監督員と協議すること。

2 工事の始期日までの余裕期間内は、現場代理人の常駐義務や監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等の準備を行うことができるが、現場への資機材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

3 フレックス方式による場合の監理技術者等の従事期間は、実工事期間をもって登録するものとし、(着手前の余裕期間を含まないことに留意するものとする。)登録にあたっては、契約工期の始期日以降、10日以内に申請しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 設計図書の変更については「前橋市請負工事契約に係る設計変更ガイドライン」に基づいて設計変更を行う。

(中間前金払と部分払いの選択)

第21条 前金払することができる工事のうち、当初予定工期が90日以上の場合、中間前金払をすることができる。この場合、部分払が設定された工事にあつては、契約締結時に中間前金払か部分払を選択することとし以後の変更は認めない。ただし債務負担行為にあつては、中間前金払を選択した場合、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した際には、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

4 施工管理に関する事項

(工事着手日)

第22条 工事着手日とは、施工計画書を提出後に行う準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む)の初日をいう。

(設計図書の照査)

第23条 設計図書の照査は「前橋市請負工事契約に係る設計変更ガイドライン」を参照し実施すること。

(三者技術検討会)

第24条 発注者、受注者、詳細設計等を担当したコンサルタントの三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者技術検討会」の対象工事については、「群馬県県土整備部

三者技術検討会「実施要領」により検討会を開催するものとする。

(路上工事における安全施設)

第25条 路上工事の施工にあたっては、「必携：路上工事等の安全施設設置要領」等に基づき、円滑な道路交通を確保すること。なお、標示板の様式については前述の要領を準用し、内容及び設置位置等については、施工計画書に記載のうえ、事前に監督員の承諾を得ること。

2 標示板における連絡先の記載方法

1) 所属名を記載。(部名は省略)

2) 代表番号を記載。

記載例

市長部局：前橋市役所〇〇〇〇課 TEL027-224-1111(内線〇〇〇〇)

教育委員会：前橋市教育委員会〇〇〇〇課 TEL027-224-1111(内線〇〇〇〇)

水道局：前橋市水道局〇〇〇〇課 TEL027-234-5511(内線〇〇〇〇)

3 道路使用許可の申請期間については工事完成検査を考慮した申請期間とすること。

(用地関係)

第26条 工事区間の杭(市巾杭等)が工事により支障となる場合は、杭を移動する前に引照点を複数設置しておき、トランシットなどを用いて正確に復元すること。また、監督員から境界確定書の提示があった場合は、杭との整合を予め確認しておき、境界確定書に記載されている基準点から正確に復元すること。

(中間技術検査)

第27条 中間技術検査対象工事については、下記のとおり取扱うものとする。

1) 監督員は、受注者に対し書面をもって検査日及び検査員名を通知することとする。

2) 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うものであり給付の対象としない。

3) 受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間技術検査までの工事管理記録等を準備すること。

- ・受注者は検査前に、前橋市工事検査実施要領第4条の検査に必要な機器を準備すること。

- ・受注者は、中間技術検査に立ち会わなければならない。

(排水施設の蓋)

第28条 道路排水施設(落蓋式側溝等)の有蓋化については原則ノンスリップタイプ等すべり止めを施したものとする。

(取壊し管理)

第29条 アスファルト舗装及び構造物の取壊しにおいては、「群馬県県土整備部 土木工事数量算出要領」に基づいた数量の算出に要する寸法の測定及び写真管理を行うとともに、展開図等の管理図表を作成し監督員へ報告すること。

(電子納品)

第30条 前橋市電子納品ガイドライン【土木工事編】により提出するものとする。電子納品における適用要領・基準類をはじめ、電子納品対象項目等については、事前協議チェックシート【土木工事用】を提出し監督員と協議すること。完成時には、電子媒体納品書、電子納品チェックシステムによるチェック結果一覧表を提出すること。

5 品質管理に関する事項

(六価クロム溶出試験)

第31条 下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。なお、試験方法は「平成3年8月23日付け環境庁告示第46号」に規定される測定法によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2 六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

- 1)再生砂(RC-10)を使用する工種:1購入先あたり1検体
- 2)セメント及びセメント系固化材を使用する工種

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)【国土交通省】による。

(舗装工事の品質管理)

第32条 路盤、表層密度の測定頻度(橋面舗装を除く)は以下とする。

- ・舗装平積が10,000㎡以上の場合 → 6箇所
- ・舗装平積が2,000㎡以上10,000㎡未満の場合 → 3箇所
- ・舗装平積が2,000㎡未満の場合 → 1箇所

舗装平積については規格(材料、厚さ)ごととし、1事当たり上記を原則とするが、これによりがたい場合、もしくは修繕工事・路肩舗装・仮舗装等で施工延長が50m未満あるいは、施工面積が50㎡程度のいずれかの場合には監督員と別途協議すること。

なお、測定位置は測点を外した無作為指定位置とし、現場測定に際しては監督員が立ち会うものとする。

2 橋面舗装における現場密度の測定方法については、橋面舗装でコア採取により床版や防水層に損傷を与える恐れのある場合はAs合材量(プラント出荷量から現場廃棄量を除いた量)と舗装面積及び厚さでの密度管理を行うこと。なお、厚さの測定点は監督員と協議すること。

3 路盤工(一層)の品質管理については以下とする。

- ・クラッシュラン(RC-30等)を使用する場合は下層路盤工として管理すること。
- ・粒度調整碎石(M-30)を使用する場合は上層路盤工として管理すること。

4 不陸整正工補足材厚の出来形管理等について

- ・丁張りからの下がり、材料搬入状況(ダンプ台数、材料の荷降ろし状況、搬入伝票等)による出来形管理・写真管理を行うこと。

5 乳剤の散布量管理における基準散布量は以下を標準とする。

- ・タックコート 100m²当り → 43L
- ・プライムコート 100m²当り → 126L

なお、縁石等の構造物はもとより隣接地における飛散防止対策を徹底すること。

6 アスファルト舗装工の温度管理について

下記についてアスファルト混合物事前審査認定証の温度管理目標値により管理を行うこと。

- 1) 出荷時
- 2) 到着時
- 3) 一次転圧時
- 4) 二次転圧時
- 5) 交通開放前

7 工事検査時における舗装厚検査について(橋面舗装を除く)

舗装厚については監督員が段階確認において確認することとし、工事検査の際は、出来形管理及び段階確認等を記録したコア採取結果記録簿により検査を行う。

ただし、記録簿にて確認できない場合は、完成検査時にコア採取して確認するものとする。